障がい者制度改革推進会議総合福祉部会の骨格提言を尊重した 障害者総合福祉法の制度を求める意見書

平成 18 年 12 月の第 61 回国連総会において、障害者権利条約が採択され、批准 国はすでに 100 カ国を超えるまでに広がっている。

この障害者権利条約の批准に向けて、国では国内法の整備を進めるため、内閣に設置した「障がい者制度改革推進本部」の下に、障害者及び関係者の参画による「障害者制度推進会議」を組織し、同会議の検討を踏まえ、平成23年7月に障害者基本法を改定し、同年8月に公布したところである。

また、「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」においては、障害者自立支援 法に替わる障害者総合福祉法の制定に向け、障害者、家族、事業者、学識経験者等 による55名の委員が激論を重ね、平成23年8月に「障害者総合福祉法の骨格提言 に関する総合福祉部会の提言」を取りまとめた。

現在、厚生労働省では、法改正に向けた準備を進めているところであるが、多くの障害者が法案への反映を求めているこの骨格提言を尊重し、憲法に基づく障害者の基本的人権の行使を支援すべきである。

よって、国におかれては「障害の有無にかかわらず国民が分け隔てられる事のない 共生社会の実現とそのための制度改革を目指す」とする総合福祉部会の骨格提言に 基づいた法の制定がなされるよう、次の点について強く要望する。

1. 障がい者制度改革推進会議総合福祉部会が取りまとめた「障害者総合福祉法の 骨格提言に関する総合福祉部会の提言」を尊重した障害者総合福祉法を制定 すること。

以上、地方自治法案 99 条の規定により意見書を提出する。

平成24年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣あて

厚生労働大臣

小田原市議会議長